

厚岸町規則第1号

厚岸町職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月10日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和45年厚岸町規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和36年条例第11号」を「昭和36年厚岸町条例第11号」に改める。

第2条第1項中「第2号様式」を「別記第2号様式」に改める。

第3条（見出しを含む。）中「呼び出し」を「呼出し」に改める。

第5条中「及び支給方法」を削り、「別表第1」を「別表」に改める。

第7条を次のように改める。

（町内路程）

第7条 条例第14条第4項ただし書に規定する町内路程は、当該路程の計算について信用するに足りる資料により計算するものとする。

別表第1を次のように改める。

別表（第5条関係）

特別旅費額

--

区分	支給額
日当	1日につき700円
鉄道賃	条例第11条に規定する額
宿泊料	1 条例別表1に規定する管内及び道内宿泊料の額。ただし、公用の宿泊施設、これに準ずる施設又は特に指定された施設に宿泊するときは、その実費に相当する額 2 前項によることが適当でないとき、町長の定める額

別表2を削る。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式（第2条関係）

外勤旅行命令簿
公用車使用承認

課長	課長補佐	係長	合議	所属名	
				番号	
命令月日	月 日			受命者 用務 行	
外勤命令	月 日				
予定時間	自 時 分	至 時 分			
実際	自 時 分	至 時 分			

時間				先			
公用車 使用承認	車種	番号	使用予定時間			建設課長 又は 主管課長	
			自	時	分		
			至	時	分	実使用时间	管理維持係長 又は 主管係長
運転手 氏名印		印	自	時	分		
備考							

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の厚岸町職員等の旅費に関する条例施行規則別記第2号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。